

「もしかして」あなたが救う 小さな手

児童虐待防止月間

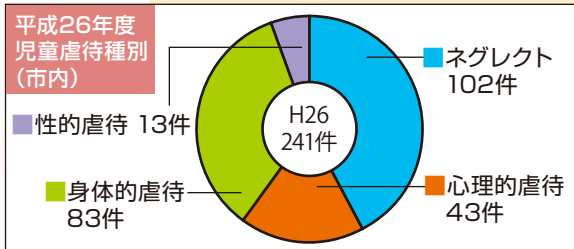
11月は「児童虐待防止推進月間」です。児童虐待に関する相談対応件数は毎年増加し、平成26年度に全国の児童相談所に対応した児童虐待相談件数は88,931件(速報値)。前年度比より2割増となり、過去最多を更新しつづけています。

子どもたちを虐待から救うには、日常のちょっとした場面での目配りや気配りをするのがとても大切です。「もしかして…」と不安になったら悩まず通告・相談してください。

那覇市の現状

市が対応した児童虐待相談件数は平成25年度(235件)、平成26年度(241件)です。虐待種別はネグレクト(養育放棄)の割合が一番多く、続いて身体的虐待、心理的虐待、性的虐待の順となっています。全国と同様に、本市での虐待相談件数も年々増加する傾向にあります。

年度	件数
H22	98件
H23	128件
H24	171件
H25	235件
H26	241件



見つける、つなぐ、見守る

沖縄県内でも児童虐待による悲しい事件が後を絶ちません。早めの気づきで救える命があります。「見つける、つなぐ、見守る」をキーワードに一人でも多くの市民のみみなさんが、虐待防止に向けた取り組みへご協力いただくようお願いいたします。

見つける

子どもの様子、保護者の様子に何か気になることがないか? 気になる感覚をもって「見つける」ことが大事です

- 不自然な骨折、怪我、アザなどがある。
- 家に帰りがたがらない。家出・徘徊を繰り返す
- 叩く音や叫び声、泣き声などがたびたび聞こえるなど

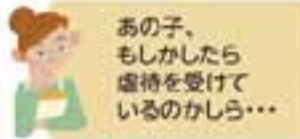
つなぐ

気になる子どもや保護者を見つけた場合、虐待かなと疑われる世帯の場合でも、相談機関に「つなぐ」ことが大事です

- 子育て応援課(子育て支援室) 平日8時30分~17時15分 ☎861-5026(子育て支援室直通) / ☎862-0593(虐待通報専用ダイヤル)
- 沖縄県中央児童相談所 24時間、夜間・休日も対応 ☎886-2900

見守る

普段から、地域が寄り添い支援をしながら「見守る」ことが大事です



全国共通ダイヤル189番

「189」(児童相談所全国共通ダイヤル)は、虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。子どもや保護者のSOSの声をいち早くキャッチするため、これまでの10桁から、覚えやすい3桁の番号になりました。(平成27年7月より)

この番号へかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は匿名も可能です。その内容や秘密は守られます。もしやと感じたらお電話ください。



お問い合わせ

子育て応援課(子育て支援室)
☎861-5026

犯罪被害者週間 11/25(水)~12/1(火)

ある日突然、犯罪に巻き込まれ命を落としたり、障害を負ってしまうことが後を絶ちません。犯罪の被害者は、犯罪による直接的な被害だけでなく、被害後生じる様々な問題(二次的被害)に苦しめられます。



- ◆精神的ショックを受けたり、身体の具合が悪くなる。
- ◆医療費の負担や働けなくなるにより経済的に苦しくなる。
- ◆捜査や裁判などの過程で精神的、時間的負担がかかる。
- ◆近隣の無責任なうわさ話やマスコミの取材・報道による不快感やストレス

「犯罪被害者週間」では、犯罪被害者等の名誉または生活の平穏への配慮の重要性について、みんなで理解を深めることを目的として様々な啓発活動が行われます。犯罪被害者の権利が保護され更なる被害に見舞われることのない社会の実現にご協力をお願いします。



ひとりで悩まず、まずはご相談ください

- 警察安全相談(警察の総合相談窓口) 098-863-9110 または全国共通#9110
- 性犯罪被害者専用相談電話(性犯罪被害に関する相談) 098-868-0110
- ヤングテレホンコーナー(少年や保護者等の悩みや問題等に関する相談) 0120-276-556 または098-862-0111
- 暴力団情報110番(暴力団犯罪に関する相談) 098-862-0007
- 悪質商法110番(生活経済犯罪の被害に関する相談) 098-861-9110
- (公社)沖縄被害者支援ゆいセンター(県公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体) 098-866-7830



お問い合わせ 市民生活安全課 ☎862-9955

今年から始まった「なは市民協働大学院」は、まちづくりコーディネーターの育成と、積極的に市政に関わることを目的に開設しました。

協働によるまちづくりを実践しているみなさんは、まちづくりの専門家や福祉、環境、教育等に携わる方々のほか、全く初心者だけでも参加してみたい!という方など様々。多様な人たちが集まることで、いろんな視点で地域のことを考察できます。「高齢者男性が引きこもらずに、集まるきっかけを作りたい」、「校門前の花を手入れしていたら子ども達が声をかけてくれるようになった」など地域の情報を持ち寄り、現状を皆で共有し、課題の解決に向けて取り組むことができます。これが、協働によるまちづくりを実践する、はじめの「一歩」になるのです。なは市民協働大学院では、地域の現状を



協働に参加する者は、情報を提供し合い、共有する

市では、よりよい那覇のまちを目指して、協働によるまちづくりをすすめています。

今回は、「協働」を広げていくための9つの約束のなかから、6つ目のキーワード「情報を提供し合い、共有する」を紹介します。



ひろげよう 協働による 楽しいなはの まちづくり

第6回

まちづくり協働推進課 ☎861-3846

協働による那覇のまちづくりのために ~笑顔が輝くまち~

- 協働には、誰でも参加することができる。
- 協働に参加する者は、目的を共有する。
- 協働に参加する者は、平等で対等である。
- 協働に参加する者は、役割を分担する。
- 協働に参加する者は、お互いを理解し、尊重し合う。
- 協働に参加する者は、情報を提供し合い共有する。
- 協働の過程や結果は、記録に残し、公開する。
- 協働の過程や結果は、ふり返り、そのあり方を見直す。
- これらは、必要に応じて見直す。



今年3月に行われた防災マップ作りでは、グループ単位で地域を歩き、災害時の避難ルートなどを確認し、スマートフォンで危険箇所の写真を撮り、「コメント」を添えてサイトに掲載しました。みんなで集めた情報を多くの人に提供し、共有する活動も協働によるまちづくりのひとつです。

那覇 平良斗星氏。

話合うワークショップが行われ、課題解決のため具体的な活動に取り組み始めました。

繁多川公民館では、地域の史跡情報や防災に関する情報をインターネットで配信する地域のサイトマップ作りを行っています(サイト監修:FM那覇 平良斗星氏)。